

令和4年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年12月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年12月26日(月)午後1時30分から午後2時22分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第3号議案 胎内市農業振興の発展及び

農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番藤村信広委員、10番忠貞夫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11月30日に農業者年金加入推進セミナー、12月1日に県選出国會議員要請及び全国農業委員会会長代表者集会在東京都中央区の銀座ブロッサム中央会館他で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>12月1日、柴橋地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、柳澤委員、高橋委員に案件を審査していただきました。</p> <p>12月7日、十二天地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、馬場委員、小泉委員に案件を審査していただきました。</p> <p>12月7日から8日、にいがた女性農業委員の会総会及び女性農業委員等研修会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、南波委員が出席してございます。</p> <p>12月19日、12月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>12月21日、苔実地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、澁谷委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件、経営拡大のための売買が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により平木田地内の田について売買するもので、面積は20筆12,514㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>2番の案件は、経営拡大により中村浜地内の畑について売買するもので、面積は3筆2,287㎡、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 19 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件、経営拡大のための売買が 1 件の、計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 2 号議案は、所有権移転と利用権設定、利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転は 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、柴橋地内の田について、労力不足のため売り渡しを希望されたものがあります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。面積は 9,972 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、十二天地内の田について、労力不足のため売り渡しを希望されたものがあります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の</p>

	<p>拡大につながるものと期待できます。面積は 4,945 m²、売買価格は 10 a 当たり〇〇円、総額〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、6 番柳澤兵庫あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>第 2 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 1 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、体調不良で耕作が難しく、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>また、居住地に近く、農地の集積につながるものであります。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、13 番馬場勝あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>第 2 号議案の所有権移転の 2 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 7 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、高齢で耕作が難しく、後継者もないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は認定農業者で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>また、申請地の隣接地を耕作しており、農地の集積・集約化につながるものであります。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 2 号議案の所有権移転の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
事務局	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番から 100 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 12 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 84 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 100 件であります。</p> <p>1 番から 3 番は、中間管理事業により 8 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、13,000 円から 23,000 円であります。</p> <p>4 番と 5 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 23,000 円から 25,000 円であります。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>6 番から 10 番は、労力不足により認定農業者及び認定就農者に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 20,000 円、またはコシヒカリ 70kg であります。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>11 番から 15 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を新規</p>

に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 8,600 円から 13,000 円、またはコシヒカリ 70 kg から 90 kg であります。

議案書 7 ページをお願いします。

16 番以降の再設定について、理由は労力不足となっており、賃借料の括弧書きが再設定前の賃借料でございます。

16 番から 20 番は、認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 21,000 円から 25,300 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

21 番から 25 番は、認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円から 20,000 円、またはコシヒカリ 60 kg であります。

議案書 9 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、認定農業者に 2 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30kg から 60 kg であります。

議案書 10 ページをお願いします。

31 番から 35 番は、農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円から 20,000 円であります。

議案書 11 ページをお願いします。

36 番から 40 番は、認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円、またはコシヒカリ 70kg から 80 kg であります。

議案書 12 ページをお願いします。

41 番から 45 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 70kg であります。

議案書 13 ページをお願いします。

46 番から 50 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 70kg であります。

議案書 14 ページをお願いします。

51 番から 55 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 60kg から 70kg であります。

議案書 15 ページをお願いします。

56 番から 60 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 60 kg であります。

議案書 16 ページをお願いします。

61 番から 65 番は、認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 26,000 円であります。

議案書 17 ページをお願いします。

66 番から 70 番は、認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 14,000 円から 20,000 円であります。

議案書 18 ページをお願いします。

71 番から 75 番は、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 11,000 円から 14,000 円であります。

議案書 19 ページをお願いします。

76 番から 80 番は、認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、

	<p>10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 11,000 円、またはコシヒカリ 90 kg であります。議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>81 番から 85 番は、認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 70kg であります。議案書 21 ページをお願いします。</p> <p>86 番から 90 番は、認定農業者に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 70kg であります。議案書 22 ページをお願いします。</p> <p>91 番から 95 番は、認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 60kg であります。議案書 23 ページをお願いします。</p> <p>96 番から 99 番は、認定農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 40kg から 60kg であります。</p> <p>100 番は、認定農業者に 10 年間の使用賃借権を再設定するものであります。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番から 100 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番から 100 番の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番から 100 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 12 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 84 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 100 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案の 1 番から 100 番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定の 1 番から 100 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の利用権設定の1番から100番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案の利用権設定の101番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権設定の101番をご説明いたします。</p> <p>議案書24ページをお願いします。</p> <p>101番は、中間管理事業により3年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、14,000円であります。</p> <p>第2号議案の利用権設定の101番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の101番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案の利用権設定の101番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権設定の101番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の利用権設定の101番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の101番については、承認することに決定いたしました。 次に、第2号議案の利用権設定の102番から105番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案の利用権設定の102番から105番をご説明いたします。 102番から105番は、労力不足により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円から15,000円であります。 第2号議案の利用権設定の102番から105番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の利用権設定の102番から105番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。 第2号議案の利用権設定の102番から105番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権設定の102番から105番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第2号議案の利用権設定の102番から105番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>

	(農業委員：挙手)
議長	賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。
	(議事参与委員・入室)
議長	第2号議案の利用権設定の102番から105番については、承認することに決定いたしました。 次に、第2号議案の利用権設定の106番について審議いたします。 なお、本案件は私に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。 また、議事進行については、榎本会長職務代理にお願いいたします。
	(議事参与委員・退室) (議長交代)
議長	議長を交代します。 それでは、第2号議案の利用権設定の106番について事務局説明願います。
事務局	第2号議案の利用権設定の106番をご説明いたします。 議案書25ページをお願いします。 106番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,000円であります。 第2号議案の利用権設定の106番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。
議長	第2号議案の利用権設定の106番の事前審査結果について、3番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。
3番	それでは、ご報告いたします。 第2号議案の利用権設定の106番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第2号議案の利用権設定の106番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案の利用権設定の 106 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇に入室していただきます。</p>
	(議事参与委員・入室)
議長	<p>第 2 号議案の利用権設定の 106 番については、許可することに決定いたしました。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。</p>
	(議長交代)
議長	<p>議長を交代します。 次に、第 2 号議案の利用権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の利用権移転を、ご説明いたします。 議案書 26 ページをお願いします。 第 2 号議案の利用権移転は、労力不足により移転するものが 1 件であります。 1 番は、労力不足により 2 年間の賃借権を移転するもので、10a 当たりの賃貸料は、15,000 円であります。 第 2 号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の利用権移転の事前審査結果について、3 番本間浩事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案の利用権移転は、労力不足により移転するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第2号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の利用権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案の利用権移転については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書27ページをお願いします。</p> <p>第3号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については11月総会後に意見書策定委員会を開催し、この度意見書として取りまとめましたのでお諮りするものであります。なお、日付につきましては令和4年となっておりますが、市に提出する際にその日付を入れて提出いたします。</p> <p>議案書29ページをお願いします。</p> <p>意見書の1番(1)は、地域計画の策定について策定に向けた準備を円滑に行うことと、農山漁村活性化法によって保全等を進める地域の活用について検討することとあります。(2)は、地域の話し合い等を通じて農地の集約が図られるよう推進すること。(3)は、市民団体と意見交換ができるよう交流の機会を検討するよう求めるものであります。</p> <p>議案書30ページをお願いします。</p> <p>2番(1)は、新規就農者・後継者等に対する支援を行い、積極的に担い手の確保・育成に取り組むことと、(2)は、食農教育の充実を図るよう求めるものであります。</p> <p>3番は、遊休農地対策として関係機関と連携し、遊休農地の発生防止と解消に繋がる仕組みを検討することを求めるものであります。</p> <p>4番は、鳥獣被害対策に対して効果的な防止対策に取り組むことについてであります。</p> <p>議案書31ページをお願いします。</p> <p>5番は、園芸振興について今後も園芸導入・拡大への取組に対しての支援を継続することと、これらを活用する食品加工会社の誘致を進めることを求めるものであります。</p> <p>6番(1)は、農地・農業用施設の災害復旧について早期復旧のため、関係機関が連携</p>

して対応することと、浸水想定区域を中心に河川改修の整備を促進すること、(2)は、開発行為に際し、浸水防止などの対策を図るよう指導することを求めるものであります。

この意見書につきましては、総会で承認いただいた後、日程調整を行い、会長から市長に意見書を手渡す予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(農業委員：挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第3号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和4年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年12月26日

議 長 _____

9 番 _____

10 番 _____